

2012年11月28日

中央環境審議会

石綿健康被害救済小委員会御中

中皮種・アスベスト疾患・患者と家族の会

会長 古川和子



要請書

お世話になります。下記を実現してください。

1 石綿関連肺がんの判定に当たっては、ヘルシンキ・クライテリアを参考に、迅速公正に救済してください。

2006年の厚生労働省・環境省合同の検討会により、石綿労災認定基準などの基礎となる報告書において、ヘルシンキ・クライテリアを参考に、石綿関連肺がんが定義されました。次のいずれかを満たす肺がんは、石綿関連肺がんとされます。

- ① 石綿肺
- ② 一定量以上の石綿小体又は石綿繊維
- ③ 石綿作業10年以上（25繊維年数 石綿ばくろ歴）かつ医学的所見

厚生労働省は、①②③のいずれかを満たせば、石綿関連肺がんとするのに対し、環境省は③が除外され、救済の幅が狭くなっています。石綿ばくろ歴を問わずに認める、というのは、石綿ばくろ歴がなくとも広く救済する、というのではなく、石綿ばくろ歴があっても、きびしい医学的要件を満たさなければ認めない、という狭き門になっているのです。

ところで、ヘルシンキ・クライテリアに、肺がんは中皮種の2倍発生すると見積もられており、日本における肺がん認定の遅れは明らかです。

2012年の労災認定基準改正で、広範囲の胸膜プラークがあれば、石綿作業10年未満でも救済することになりました。石綿作業と医学的所見のマトリックスは、次の通りです。

ばくろ \ 医学的要件	広範囲でない胸膜プラーク	広範囲の胸膜プラーク
石綿作業1年以上	A 本省協議	B ○
石綿作業10年以上	C ○	D ○

Bが新設されたのを踏まえ、医学的要件のみで救済する要件に、広範囲の胸膜プラークを導入するのは当然として、Cも救済給付に取り入れていただきたいと思ひます。

公害審査会も、石綿ばくろ歴かつ胸膜プラークで認める裁決をしており、審査請求せずとも救済していただきたいと思います。

このことは、医学的要件のうち、石綿小体又は石綿繊維も同様です。やはり、マトリックスは次の通りです。

医学的要件 ばくろ	ヘルシンキ・クライテリアの職歴補足ガイドラインを満たす石綿小体又は石綿繊維	一定量以上の石綿小体又は石綿繊維
石綿作業1年以上	A 個別検討	B ○
石綿作業10年以上	C 発症リスク2倍	D ○

石綿小体又は石綿繊維について、国際基準であるヘルシンキ・クライテリアと2006年報告書においては、医学的要件のみで肺がん発症リスク2倍とする指標と、職業歴を補足するガイドラインの指標とがあり、次の通り整理されます。

乾燥肺重量1g当たり	石綿小体	石綿繊維
職業歴を補足するガイドライン	1000本以上	10万本以上 (> 5 μm) 100万本以上 (> 1 μm)
医学的要件のみで肺がん発症リスク2倍とされる、一定量以上	5000本以上	200万本以上 (> 5 μm) 500万本以上 (> 1 μm)

一定量以上の石綿小体又は石綿繊維があれば、救済給付でも、労災では石綿作業10年未満でも、石綿関連肺がんとされます。ここでも、石綿ばくろ歴を導入して、一定量以上なくとも、ヘルシンキ・クライテリアのガイドラインを満たせば、石綿ばくろ歴とあわせ、救済していただきたいと思います(Cを○とすること)。2006年報告書の、ばくろ歴かつ医学的所見を発症リスク2倍、とする意味は、これだと思います。

石綿小体2000ないし3000本というかたが、5000本未満なので、石綿繊維測定を待っていますが、これも石綿ばくろ歴かつ石綿小体1000本以上というヘルシンキ・ガイドラインを満たせば、ただちに救済できます。

上記の通り現在、石綿繊維測定に2年もかかるので、肺がん患者が石綿小体1000本以上あるのに、5000本未満なので、石綿繊維の結果待ちになっていますが、石綿ばくろ歴とあわせてただちに救済すべきです。

2 石綿肺の判定に当たっては、厚生労働省のじん肺管理区分決定並みに、迅速公正に救済してください。

ある患者の石綿肺について、環境省は「間質性肺炎」としましたが、厚生労働省のじん肺管理区分申請では、じん肺管理4としました（下の囲み参照）。じん肺・石綿専門医は、病態としてじん肺と間質性肺炎を区別できないものがあり、ばくろ歴によって判断すべきだとしています。

2011年4月、環境省によって、石綿肺でなく「肺線維症」と判定されたかたが、同年7月、厚生労働省の東京労働局によって、じん肺管理4相当と決定されました。このような格差は許されず、環境省の判定は厳しすぎると思います。

じん肺・石綿肺の診かたをめぐっては、救済の立場で、専門医の意見を幅広く徴して、迅速公正に判定すべきです。じん肺・石綿肺について、患者に学び、医学を創造する研究があり、被災者のからだをもって解明されていることを無視してはなりません。（下の囲み参照）

海老原勇医師・社会労働衛生誌論文（別添）

- ・ 8－3 喫煙による間質性肺炎は生じるか？
- ・ 8－4 間質性肺炎はじん肺の基本的な病態である
- ・ 9－1 粉じん暴露作業と肺線維症、間質性肺炎の発症に関する検討

3 救済給付の水準については、労災補償が憲法25条の最低基準を満たすべきものであることを踏まえ、最低基準を下回らないよう、見直してください。

厚生労働省は、労働基準法について、憲法25条の健康で文化的な最低限度という規定にもとづく解釈しており、労基法に定める労働者災害補償は、日本国における最低基準と解されます。事業者の安全配慮義務違反に対する労災損害賠償とは異なり、労災給付は、健康で文化的な最低限と解すべきです。（別添参照——チャート労働基準法）

そうすると、石綿労災における、療養補償・休業補償・遺族補償という基本的な要素のうち、救済給付は、医療費・療養手当が、労災給付の前二者に相当するのに対し、妻などに対する労災遺族年金に相当する部分は救済給付にはなく、そうすると、最低基準に満たないと考えざるを得ません。

最近、石綿公害について、石綿ばくろと石綿疾病の因果関係を認め、加害企業に賠償を命じたものがありました（下の囲み参照）。新たな動きも踏まえ、因果関係を踏まえた救済制度の改善を求めます。たとえば、かつて大気汚染公害裁判における企業の加害責任を踏

まえ、公害補償法による救済がされました。

2012年8月7日神戸地裁判決（平成19年（ワ）第1159号事件など）

被告クボタの旧神崎工場から南南東約200mの地点にある機械工場に勤務していた被害者について、同工場から飛散した石綿粉じんにばくろしたことによって中皮種に罹患して死亡したとの因果関係が認められる。・・・被告は、原告に対し、大気汚染防止法25条1項に基づいて、被害者が中皮種に罹患して死亡したことによって被った損害を賠償すべき義務を負う。

法的因果関係にもとづく労災・公害給付と、労災・公害被害の精神的苦痛、安全配慮義務違反などに対する慰謝料・損害賠償とは、異なった二つの概念であり、最低基準たるべき救済給付については、再考が必要です。

ISBN4-89782-813-9
C2032 ¥2500E

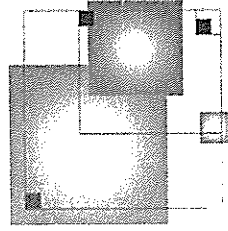


定価2,625円
(本体2,500円+税5%)
労働調査会(H16・2)



改訂7版

チャート労働基準法

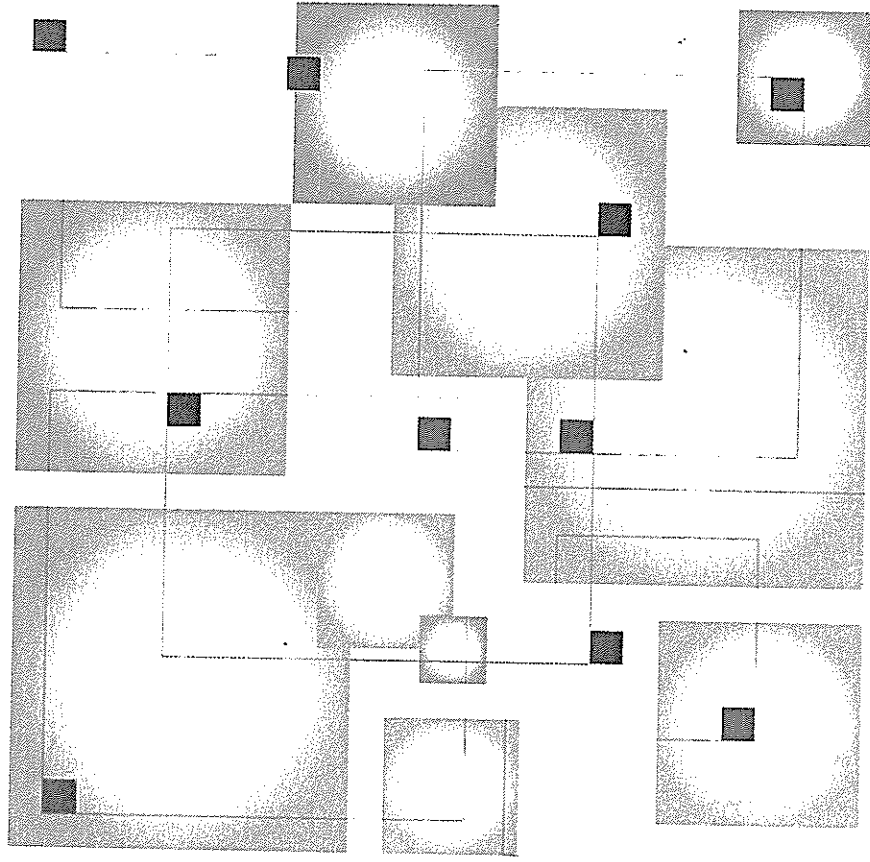


- 最新の労働基準法の全条文について
文章とチャート図で解説した
類書のない実務解説書!
- 有期労働契約、解雇、裁量労働制などの
平成16年施行の改正労働基準法に対応!

厚生労働省労働基準局監督課 監修

改訂7版

チャート労働基準法



○平成16年施行の改正労働基準法に対応した最新版!

労働調査会

1. 労働条件の原則

労働基準法は、憲法第25条第1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定を受けて、労働条件に関する基本原則として、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」ことを宣言している。

労働基準法は、この目的のため、契約自由の原則を修正して、労働条件の最低基準を定めた法律である。労働基準法で定める基準は、あくまで最低基準であるので、この基準を理由として、労働条件を引き下げようということがあつてはならない。労使当事者は、より一層労働条件を向上させることが求められている。

2. 労働条件の決定

労働条件は、本来、労働者と使用者が対等の立場で決定すべきものであり、労働基準法においても、その旨が明確にされている。

また、労働条件は、労働協約、就業規則及び労働契約において定められることになるが、労働者及び使用者は、これらの労働協約、就業規則、労働契約を遵守して、誠実にそれぞれの義務を履行すべきものとされている。

3. 均等待遇の原則

国籍、信条、社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。

差別的取扱いが禁止される労働条件は、職場における労働者の待遇一切をいうものであり、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿

